

報告第 1 4 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(建設部関係)

1	専決年月日	令和6年7月29日
	相手方	豊川市在住の20代男性
	損害賠償の額	298,848円
	概要	令和6年4月25日午前11時頃、豊川市末広通1丁目38番1地先の市道において、相手方の運転する自動車が路面の隆起した箇所に接触し、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	令和6年7月29日
	相手方	豊川市在住の40代女性
	損害賠償の額	468,479円
	概要	令和6年6月23日午後5時40分頃、豊川市御油町新丁54番1地先の市道において、折れた街路樹の枝が相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。